福祉医療費給付制度 支給対象者区分表

支 給 対 象 者 区 分	本人配偶者・扶養義務者等
児童 (18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	制限なし
身体障害者手帳 1・2級該当者	特別障害者手当の所得制限に準じた額
身体障害者手帳 3・4級該当者	所得税非課税者 特別障害者手当の 所得制限に準じた額
国民年金法該当者	
特別児童扶養手当1 · 2級該当者	特別障害者手当の所得制限に準じた額
精神障害者保健福祉手帳 1級該当者	
精神障害者保健福祉手帳 2·3級該当者	所得税非課税者 特別障害者手当の 所得制限に準じた額
療育手帳A1・A2・B1該当者	特別障害者手当の所得制限に準じた額
妊産婦 (母子手帳交付日から産後60日まで)	制限なし
母子家庭の母子等	児童扶養手当の所得制限に準じた額
父子家庭の父子	ル <u>単次後于ヨッ</u> が特別版に中じた版
高齢者(68歳以上75歳未満)	町民税非課税世帯
指定難病の患者	所得税非課税者 特別障害者手当の 所得制限に準じた額
特定疾患等の患者	

※障がい、指定難病の患者及び特定疾患等の患者の区分では、 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで所得制限がなしとなります。